

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年5月17日
【発行者名】	クローバー・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 多根 幹雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階
【事務連絡者氏名】	田子 慶紀
【電話番号】	03-6262-3921
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	かいたくファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

「かいたくファンド」（以下「当ファンド」又は「ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは、分配金再投資専用ファンドです。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者であるクローバー・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「当社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額*は、下記の委託会社にてご確認いただけます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

< 基準価額の照会先 >

クローバー・アセットマネジメント株式会社	
電話番号	(本社) 03-6262-3923
営業時間	午前9時～午後5時
定休日	土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始
ホームページ	https://www.clover-am.co.jp/

* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

ありません。(無手数料)

(6) 【申込単位】

1万円以上1円単位

収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

(7) 【申込期間】

2019年5月21日から2020年5月20日までです。

但し、申込受付は、委託会社及び販売会社の営業日に限り行われます。

なお、申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は、下記の通りです。その他の販売会社は下記にお問い合わせ下さい。

クローバー・アセットマネジメント株式会社()	
所在地	(本社) 〒104-0031 東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階
電話番号	(本社) 03-6262-3923
営業時間	午前9時～午後5時
定休日	土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始

- () クローバー・アセットマネジメント株式会社は、「委託会社」であるとともに、自己が発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」も兼ねております。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の申込金額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、当ファンドの受託者である三井住友信託銀行株式会社(以下「受託会社」ということがあります。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記(8) <申込取扱場所> にお支払い下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込の方法

イ. 当ファンドの受益権の取得申込は、申込期間の毎営業日に受け付けます。

取得申込の受付は、原則として、午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の取扱とします。

買付数で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社又は販売会社にお問い合わせ下さい。

ロ. 受益権の取得申込者は、販売会社との間で「総合取引約款」による「総合取引契約」を締結します。

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの収益分配金、一部解約金、償還金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(以下「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、複数のファンドに分散投資を行う、ファンド・オブ・ファンズ()方式により、投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的とし、信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。ファンドが主要投資対象とする投資信託（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中には、直接株式市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

<ファンドの基本的性格>

一般社団法人投資信託協会による商品分類、及び属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合
追加型投信	内外	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義（表の網掛け部分）

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	日々 その他	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東) エマージング		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分の定義（表の網掛け部分）

その他資産 (投資信託証券(株式一般))	投資信託証券を通じて、主として、株式に投資するものをいいます。
年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル(日本含む)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	目論見書又は信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を主な目的とするものをいいます。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

商品分類・属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス <http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、複数のファンドに分散投資を行う、ファンド・オブ・ファンズ方式により、投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的とし、信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。

ファンドの特色

1 「世界投資」

当ファンドは、運用資産を長期的に大きく成長させるため、日本だけでなく成長を続ける世界へ投資を行います。世界へ投資することで、世界経済のダイナミックな成長の恩恵を得ることが可能となります。

2 「分散投資」

当ファンドは、為替変動や政変・戦争など世界の株式市場に投資した場合のさまざまなリスクを抑えるために複数のファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズの投資手法を利用することで、国、地域、銘柄、産業などを分散し、時間（投資するタイミング）も分散します。

3 「長期投資」

当ファンドは、短期的な運用成績の追求は目標とせず、長期的な運用リターンを最大化することを追求します。具体的には長期的な価値以上に割安となった国、地域、銘柄、産業などを投資対象とするファンドへの投資を行い長い時間軸で運用リターンを最大化する「バイ&ホールド」を基本的な戦略とします。但し、株価が割高であると判断した時や株価のボラティリティー（変動）が大きくなると判断した時は、長期的な運用リターンを最大化するために現金比率を最大限高めて基準価額のボラティリティー（変動）を抑えます。

4 「世界中から厳選したファンド」

当ファンドは、基準価額の変動を抑え長期間にわたり、安定的な成長を目指すファンドやインデックスを上回るようなファンド、有望な国、地域、産業などを投資対象とするファンドを、厳格な基準に基づいて選別して投資対象のファンドとします。

5 「アセットアロケーション」

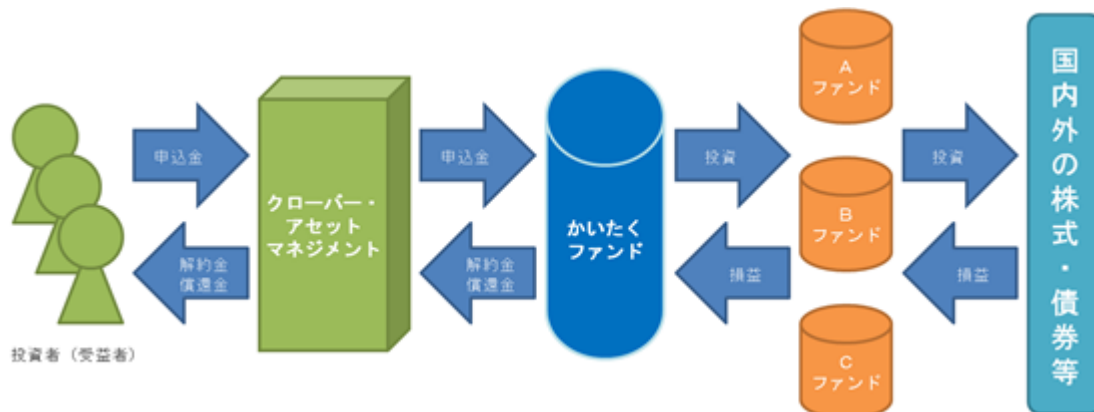
当ファンドは、世界の景気サイクルに沿って投資する国、地域、産業などを大きく切り替えていくことで、資産配分の調整を行います。また、キャッシュも重要なアセットアロケーションのクラスを考えておりマーケット環境によっては、積極的にキャッシュ比率を最大限引き上げる場合もあります。

資金動向及び市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンド・オブ・ファンズとは

投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。ファンドが主要投資対象とする投資信託（「指定投資信託証券」といいます。）の中には、直接株式市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

<イメージ図>



< 信託金限度額 >

信託金の限度額は、1,000億円です。但し、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

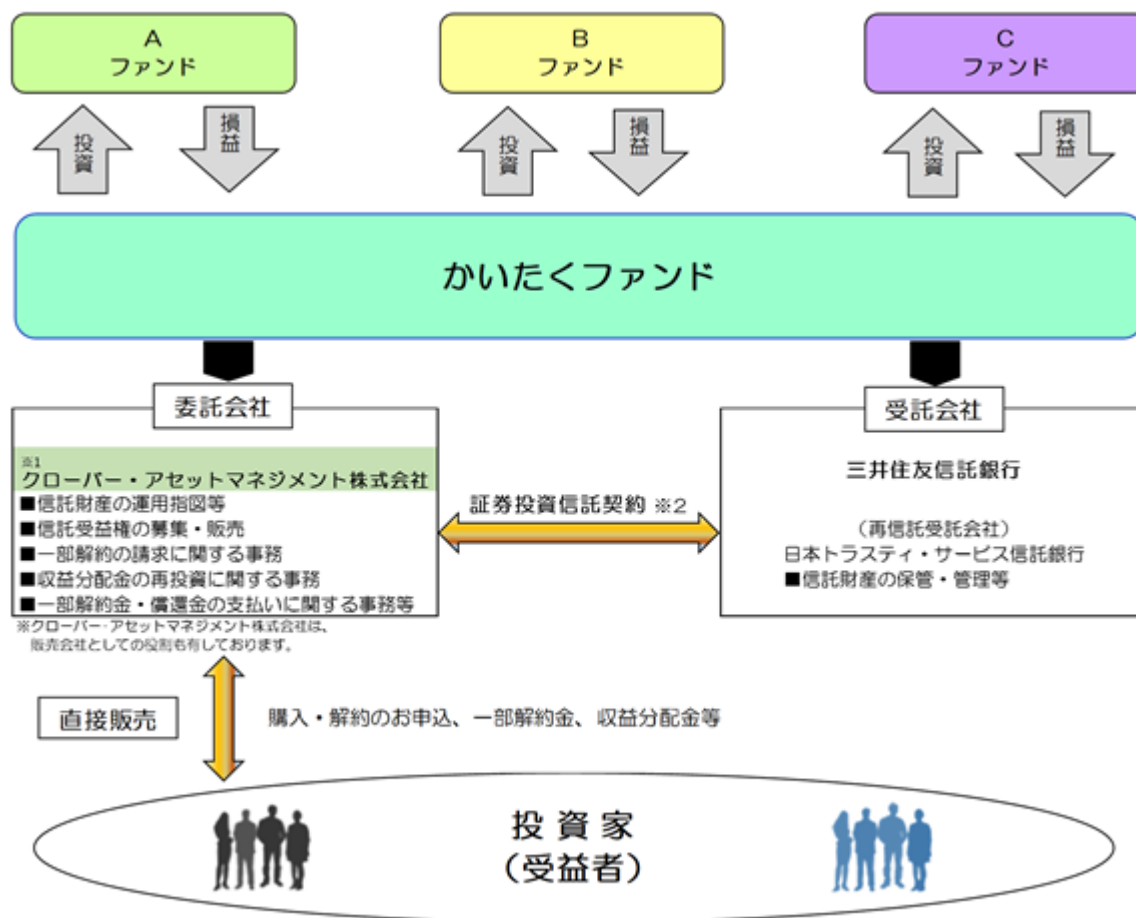
(2) 【ファンドの沿革】

2008年4月22日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

2010年4月 1日 かいたく投信株式会社、浪花おふくろ投信株式会社、楽知ん投信株式会社の3社合併に伴い、ファンドの委託会社としての業務をかいたく投信株式会社から浪花おふくろ投信株式会社（新社名：クローバー・アセットマネジメント株式会社）に継承

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



※1クローバー・アセットマネジメント株式会社は、販売会社としての役割も有しております。

※2受託会社との契約：ファンドの運用方針、信託報酬の総額等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

< 事業内容 >

<p>クローバー・アセット マネジメント株式会社</p> <p>委託会社が自己の発行した当ファンドの受益権を自ら募集するため、販売会社を兼ねております。</p>	<p>< 委託会社 > ファンドの設定、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、目論見書及び運用報告書の作成、信託財産の計算（基準価額の計算）、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行います。</p> <p>< 販売会社 > 自己が発行した受益権の募集及び販売の取扱いを行い、目論見書の交付、運用報告書の交付、分配金・一部解約・償還金の支払いに関する事務を行います。また、口座管理機関として、受益権の帰属を明らかにするために口座管理簿への記載・記録業務を行います。</p>
<p>三井住友信託銀行 株式会社 （再信託受託会社） 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p>	<p>< 受託会社 > 委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算等の業務などを行い、分配金、解約金及び償還金の委託会社への交付を行います。なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を再信託いたします。</p>

< 関係法人との契約の概要 >

<p>委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」</p>	<p>運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。なお、この信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届けられた信託約款の内容で締結されます。</p>
-------------------------------------	---

委託会社の概況

委託会社名：クローバー・アセットマネジメント株式会社

所在地：（本社）東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階

a. 資本の額（2019年3月末日現在）

資本金	100,000千円
発行可能株式総数	500,000株(甲種類) 320,000株(乙種類)
発行済株式の総数	274,918株(甲種類) 155,142株(乙種類)

b. 会社の沿革

2006年 3月28日	「浪花おふくろ投信株式会社」設立（資本金50,000千円）
2006年 9月 8日	増資 70,000千円（資本金120,000千円）
2008年 1月29日	金融商品取引業者＜近畿財務局長（金商）第242号＞
2008年12月12日	増資 30,000千円（資本金150,000千円）
2009年 7月17日	増資 35,000千円（資本金185,000千円）
2010年 4月 1日	楽知ん投信株式会社、かいたく投信株式会社と合併。 浪花おふくろ投信株式会社を存続会社として「クローバー・アセットマネジメント株式会社」に商号変更（資本金185百万円）。
2010年 7月30日	増資 25,000千円（資本金210,000千円）
2011年 7月 4日	増資 25,000千円（資本金235,000千円）
2012年 7月 4日	増資 15,000千円（資本金250,000千円）
2013年 2月 8日	増資 30,000千円（資本金280,000千円）
2013年 7月 1日	本社移転（大阪府大阪市から東京都千代田区）
2013年 8月27日	金融商品取引業者＜関東財務局長（金商）第2727号＞
2014年 5月 6日	本社移転（東京都千代田区から東京都中央区）
2016年 3月28日	増資 6,500千円（資本金286,500千円）
2017年 2月24日	増資 5,000千円（資本金291,500千円）
2018年 7月25日	減資 191,500千円（資本金100,000千円）

c. 大株主の状況（2019年3月末日現在）

発行済株式の総数(a) 及び資本金	甲種類株式：274,918株(a) 乙種類株式：155,142株* 合計：430,060株 資本金：100,000千円		
氏名、商号又は名称	住所	所有株式数 (b)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (b/a)
株式会社ルネット	兵庫県 姫路市	100,000株	36.37%
多根 幹雄	静岡県 熱海市	57,960株	21.08%
石津 史子	奈良県 奈良市	14,000株	5.09%
(有)ロッキングホース	東京都 品川区	10,000株	3.63%
中塚 哲郎	神奈川県 横浜市	10,000株	3.63%

* 乙種類株式は議決権を有しません。

* 甲種類株式を対象に記載しております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

A.基本方針

当ファンドは、複数のファンドに分散投資を通じて、信託財産の成長を図ることで投資家の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的とします。

B. 投資態度

運用にあたっては、厳格な基準に基づいて選択されたファンドを活用することで、景気変動のサイクルに沿ったカントリーアロケーションの切り替えによって、資産配分の調整を行っていきます。

長期的な資産の成長を目指した運用を行います。

C. 運用の特色

ファンド・オブ・ファンズの対象ファンドの選択に当たっては、ファンド運用方針が明確で、一貫性があることを重視し、ファンド・オブ・ファンズのパフォーマンスへの寄与を明確にします。ファンド選択の基準としては、運用資金が安定的に推移し、そのファンドの顧客から継続して支持を受けていることも重要な条件とします。また、運用内容のチェックとして、基準価額の推移が運用方針と整合性を持っているかどうかも重要な判断基準とします。

(2) 【投資対象】

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA（適格機関投資家限定）
- ・ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・グロース・ワールド EUR Accクラス
（アイルランド籍ユーロ建外国投資法人）
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）

また、組入れにあたっては、国内外のETF（上場投資信託等）に投資する場合があります。

* 上記は、本書届出日現在の指定投資信託証券です。

* 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める「特定資産」の種類をいいます。）は次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

この信託においては、上記1) から3) までに掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産以外の資産を投資の対象とします。

- 1) 為替手形

投資の対象とする有価証券及び金融商品の指図範囲等

主として別に定める投資信託証券（投資信託又は外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）及び投資法人又は外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）の他、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2) 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1) の証券又は証書の性質を有するもの

- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)

なお、上記3)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

投資の対象とする金融商品

上記に掲げる有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがロックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

その他の投資対象

信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(参考) 指定投資信託証券について

指定投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、本書届出日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は、本書届出日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家限定)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

< 指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券又は信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行ないません。</p>
投資対象	親投資信託の受託証券を主要投資対象とします。
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため行います。</p>

<p>収益分配時期及び方法</p>	<p>毎決算時（原則として12月25日。但し、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
<p>ファンドに係る費用</p>	
<p>信託報酬</p>	<p>純資産総額に対して年率1.08%（消費税込） （委託会社 0.6% 販売会社 0.3% 受託会社 0.1%） 内訳は概算値となります。また、小数点第2位以下を切り捨てています。</p>
<p>販売手数料</p>	<p>なし</p>
<p>信託財産留保金</p>	<p>なし</p>
<p>その他の費用</p>	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、係る費用の一部を委託会社の負担とすることができます。）、借入金の利息及び立替金の利息等</p>
<p>その他</p>	
<p>委託会社</p>	<p>コムジェスト・アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入</p>
<p>受託会社</p>	<p>野村信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第29号</p>
<p>信託期間</p>	<p>無期限</p>
<p>決算日</p>	<p>毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）</p>

< 指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A (適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券又は信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行いません。</p>
投資対象	親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託受益証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため行います。</p>
収益分配時期及び方法	<p>毎決算時（原則として12月25日。但し、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>

ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.08%（消費税込） （委託会社 0.6% 販売会社 0.3% 受託会社 0.1%） 内訳は概算値となります。また、小数点第2位以下を切り捨てています。
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。 組入有価証券の売買時の売買委託手数料 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（信託財産の規模などを考慮し、係る費用の一部を委託者の負担とすることができます。）、借入金の利息及び立替金の利息等
その他	
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1696号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第29号
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日（休業日の場合は翌営業日）

< 指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	コムジェスト・グロース・ワールド EUR I Accクラス (アイルランド籍ユーロ建外国投資法人)
-------	--

運用の基本方針	
基本方針	当ファンドは、世界中の質の高い成長企業に分散投資することで信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。
主な投資対象	当ファンドは、株式、優先株式、転換社債等に投資します。 当ファンドは、中国A株に直接的もしくは間接的に投資することがあります。 当ファンドは、債券等の譲渡可能な証券へ投資することがあります。 当ファンドは株式と優先株式に、資産総額の少なくとも51%投資します。 当ファンドと投資方針が一致するファンドへの投資を資産総額の10%まで行うことがあります。 利付証券への直接的若しくは間接的な投資は資産総額の25%までとします。
主な投資制限	同一発行体が発行する譲渡性有価証券及びマネーマーケット商品への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。また、純資産総額の5%超組み入れている同一発行体が発行する譲渡性有価証券及びマネーマーケット商品の合計は純資産総額の40%未満とします。 同一の銀行等での預金は、原則として純資産総額の20%以下とします。 集団投資スキーム（投資信託等を含む）への投資はその合計が純資産総額の10%までとします。 一時的な借入れを除いては、原則として借入れは行いません。借入れを行う場合は、その合計が純資産総額の10%までとします。
収益分配時期及び方法	原則なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.85%
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	アドミニストレーター・フィー：上限0.05% カストディアン・フィー：上限0.03% その他：信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用、税務顧問および法律顧問費用など。
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント・インターナショナル・リミテッド
投資顧問会社	コムジェスト・エス・エー
受託会社	RBC・インベスター・サービスズ・バンク・エス・エイ
管理事務代行会社	RBC・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日

< 指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)
-------	------------------------------------

運用の基本方針	
基本方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>原則として、有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>原則として、有価証券の貸付を行いません。</p>
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配時期 及び方法	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.90%（税抜き） <委託会社>年0.57%、<販売会社>年0.28%、<受託会社>年0.05%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日

< 指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)
-------	--

運用の基本方針

基本方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。原則として、有価証券先物取引等を行いません。原則として、有価証券の貸付を行いません。</p>
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配時期及び方法	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>

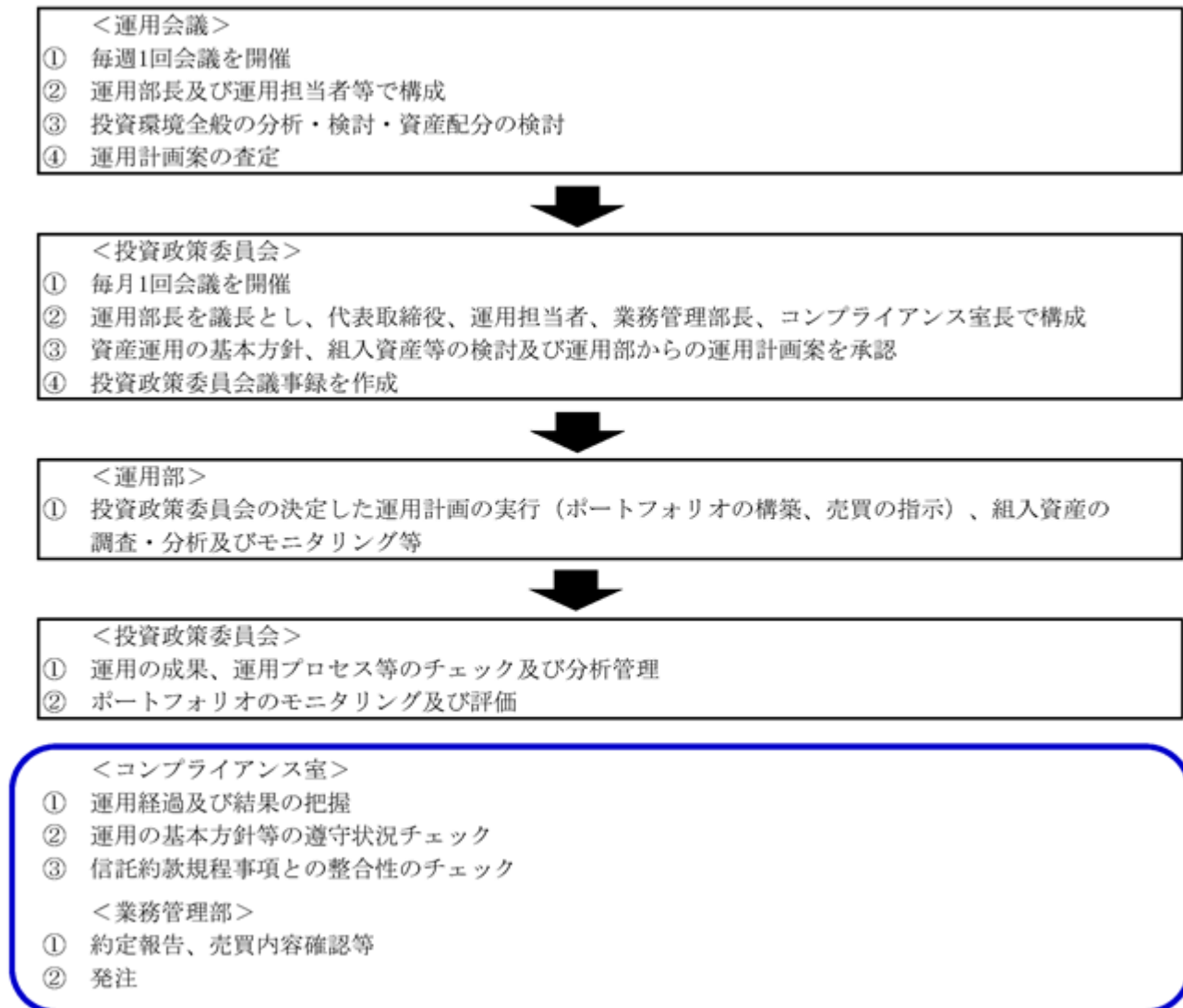
ファンドに係る費用

信託報酬	年率0.95%（税抜き） < 委託会社 > 年0.60%、< 販売会社 > 年0.3%、< 受託会社 > 年0.05%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし

	その他の費用	なし
その他		
	投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	原則として、12月30日

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



* 運用体制は2019年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

（４）【分配方針】

a. 収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。但し、分配対象額が少額の場合等の理由により分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

収益分配にあてなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

- b. 当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税、復興特別所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、受益者（委託会社の指定する第一種金商品取引業者及び登録金融機関を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

収益分配金を再投資する場合は、販売手数料はかかりません。

< 分配金に関する留意点 >

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンド購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、約款又は規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については制限を設けません。

外貨建資産への投資には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

投資リスク

当ファンドは、株式などに投資する投資信託証券に投資しますので（ファンド・オブ・ファンズ方式とといいます。）基準価額はそれら組入株式等の値動きにより変動します。また、外貨建資産に投資する場合、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。従って、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

主なリスクは以下の通りですが、当ファンドに係る全てのリスクを完全には網羅しておりませんので、ご留意下さい。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、国内外の株式等へ投資する投資信託を通じて、間接的に株式等へ投資します。株価は、国内外の政治・経済情勢、株式等の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また短期間に大幅に変動することがあります。一般に、新興国の株式等は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落し、損失を被る場合があります。

(2) 為替変動リスク

世界各国の通貨建有価証券等に投資する場合、円貨ベースの資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは、一般に当該国・地域の政治、経済及び社会情勢等の変化により変動します。従って、これらの影響を受け、基準価額が変動する可能性があります。

(3) カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治、経済及び社会情勢等の変化により混乱が生じた場合には、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。その場合に基準価額は下落し、損失を被る場合があります。

(4) 信用リスク

間接的に投資する株式について、発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は、価格下落の要因のひとつであり、それにより基準価額が下落することがあります。

(5) 流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、組入有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

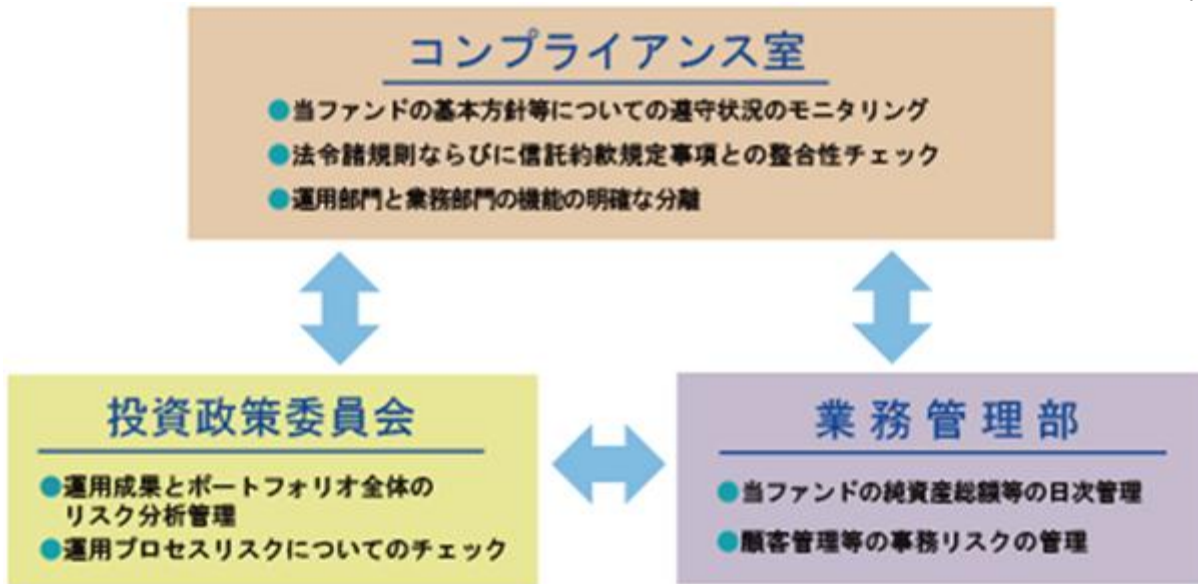
(6) 大量解約に伴うファンドの資産売却によるリスク

一時に相当金額の解約申込があった場合、資金手当てのために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、当該保有資産を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、結果として基準価額が下落する場合があります。

(7) その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

- ・当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・当ファンドは、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。



リスク管理体制は、2019年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

◆参考情報◆

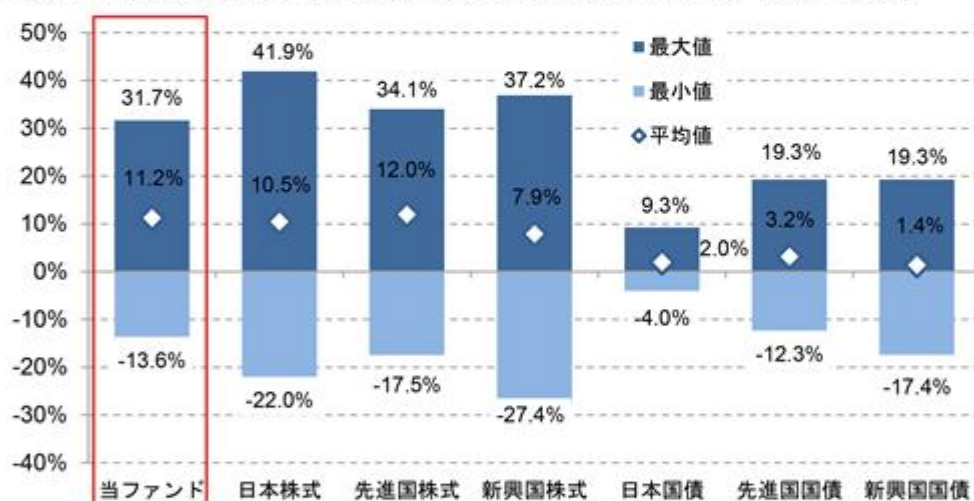
当ファンドの年間騰落率及び基準価額の推移（2014年4月～2019年3月）



※分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。

※2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び基準価額の推移を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較（2014年4月～2019年3月）



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2014年4月から2019年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を示したものです。

【各資産クラスの指数】

日本株式：東証株価指数(TOPIX)配当込み指数

先進国株式：MSCI Kokusai (World ex Japan) Index

新興国株式：MSCI EM (Emerging Markets) Index

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし円ベース）

新興国国債：THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。NOMURA-BPI に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。（無手数料）

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。（無手数料）

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の表に従って計算された信託報酬額に消費税等に相当する金額を加算した金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社及び受託会社との配分は次の通りとなります。

純資産総額	信託報酬総額	委託会社	受託会社	販売会社
300億円迄	年率0.7560%	年率0.3996%	年率0.0324%	年率0.3240%
	(税抜0.70%)	(税抜0.37%)	(税抜0.03%)	(税抜0.30%)
300億円を 超える部分	年率0.6480%	年率0.3456%	年率0.0324%	年率0.2700%
	(税抜0.60%)	(税抜0.32%)	(税抜0.03%)	(税抜0.25%)
800億円を 超える部分	年率0.5400%	年率0.2916%	年率0.0324%	年率0.2160%
	(税抜0.50%)	(税抜0.27%)	(税抜0.03%)	(税抜0.20%)

- ・信託報酬は、毎計算期間の3ヵ月毎の終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。
- ・信託報酬に対する消費税等に相当する金額の費用を信託財産は負担します。
税法が改正された場合は、上記の税額が変更されることがあります。
この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。上記「指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。
なお、ファンドの信託報酬等にファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率等について試算した概算値は、年1.4%±0.2%です。但し、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動します。
ETF等については、ファンド毎に管理報酬が異なるため、想定される組入れファンドの平均値を用いています。

(4)【その他の手数料等】

信託財産で間接的に負担する費用・税金

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等、ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料及び売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額の費用は、信託財産が支弁します。

その他

その他、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書及び目論見書など法定資料の作成・交付に係る費用並びに監査費用等は、投資信託財産の純資産総額の年0.108%（税抜0.10%）を上限として投資信託財産から支払うことができます。

但し、当該費用は信託財産の規模等により変動するため、事前に料率や上限等を表示することができません。

また、費用の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<手数料等に関する照会先(委託会社)>

名 称	クローバー・アセットマネジメント株式会社
電話番号	(本社) 03-6262-3923
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日・日曜日・祝日並びに年末年始
ホームページ	https://www.clover-am.co.jp/

(5) 【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個人の受益者の場合

a．収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の(表1)の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

b．一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の譲渡益(解約価額又は償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。))を控除した額)については、譲渡所得とみなされ、以下の(表1)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、所得税については、2037年12月31日まで基準所得税に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

(表1)

期 間	税 率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)

c．損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失(譲渡損)は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)から差し引くこと(損益通算)並びに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益(譲渡益)は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です(申告不要)。

法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金及び一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表2）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、所得税については、2037年12月31日まで基準所得税に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

（表2）

期 間	税 率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

但し、課税対象となる分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(2019年3月末日現在)

投資資産の種類	国名/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		325,733,783	45.01
	内 日本	325,733,783	45.01
投資証券		281,814,329	38.94
	内 アイルランド	281,814,329	38.94
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		116,138,351	16.05
純資産総額		723,686,463	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】(2019年3月末日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類	通貨	口数	簿価単価 簿価 (各通貨建て)	評価単価 時価 (各通貨建て)	邦貨換算 評価額	投資比率
1	コムジェスト・グロース ・ワールド EUR I Accク ラス (アイルランド籍ユーロ 建外国投資法人) アイルランド	投資証券	ユーロ	81,384.121	26.967 2,194,699.760	27.800 2,262,478.560	281,814,329	38.94%
2	ニッポンコムジェスト・ ヨーロッパ・ファンドS A (適格機関投資家限定) 日本	投資信託 受益証券	円	106,924,196	2.0842 222,851,409	2.1291 227,652,305	227,652,305	31.46%
3	TOPIX連動型上場投 資信託 日本	投資信託 受益証券 (ETF)	円	41,530	1,674.61 69,546,950	1,661.00 68,981,330	68,981,330	9.53%
4	ニッポンコムジェスト・ エマージングマーケッ ツ・ファンドSA (適格機関投資家限定) 日本	投資信託 受益証券	円	18,402,674	1.6091 29,611,742	1.5813 29,100,148	29,100,148	4.02%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 外貨建資産の邦貨換算評価額は、投資信託協会発表の為替レート(TTM)により算出しています。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	35.48%
投資証券	38.94%
国内上場投資信託	9.53%
合計	83.95%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2008年4月22日)	71,629,000	-	1.0000	-
第1期計算期間末 (2009年2月25日)	216,508,686	216,508,686	0.7239	0.7239
第2期計算期間末 (2010年2月25日)	361,695,916	361,695,916	0.8762	0.8762
第3期計算期間末 (2011年2月25日)	421,423,028	421,423,028	0.9053	0.9053
第4期計算期間末 (2012年2月27日)	517,343,335	517,343,335	0.9151	0.9151
第5期計算期間末 (2013年2月25日)	462,663,870	462,663,870	1.0381	1.0381
第6期計算期間末 (2014年2月25日)	495,426,697	495,426,697	1.3216	1.3216
第7期計算期間末 (2015年2月25日)	614,318,634	614,318,634	1.6741	1.6741
第8期計算期間末 (2016年2月25日)	549,179,595	549,179,595	1.5038	1.5038
第9期計算期間末 (2017年2月27日)	636,100,017	636,100,017	1.7393	1.7393
第10期計算期間末 (2018年2月26日)	722,348,692	722,348,692	2.0078	2.0078
第11期計算期間末 (2019年2月25日)	709,197,923	709,197,923	2.0126	2.0126
2018年3月末日	713,176,034	-	1.9747	-
4月末日	730,565,921	-	2.0116	-
5月末日	703,070,427	-	2.0226	-
6月末日	712,608,619	-	2.0402	-
7月末日	738,121,582	-	2.1030	-
8月末日	738,642,644	-	2.1056	-
9月末日	754,641,279	-	2.1475	-
10月末日	696,698,026	-	1.9781	-
11月末日	703,758,658	-	2.0209	-
12月末日	655,223,930	-	1.8765	-
2019年1月末日	675,993,209	-	1.9248	-
2月末日	713,716,799	-	2.0256	-
3月末日	723,686,463	-	2.0391	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1期計算期間（2008年4月22日～2009年2月25日）	0.0000
第2期計算期間（2009年2月26日～2010年2月25日）	0.0000
第3期計算期間（2010年2月26日～2011年2月25日）	0.0000
第4期計算期間（2011年2月26日～2012年2月27日）	0.0000
第5期計算期間（2012年2月28日～2013年2月25日）	0.0000
第6期計算期間（2013年2月26日～2014年2月25日）	0.0000
第7期計算期間（2014年2月26日～2015年2月25日）	0.0000
第8期計算期間（2015年2月26日～2016年2月25日）	0.0000
第9期計算期間（2016年2月26日～2017年2月27日）	0.0000
第10期計算期間（2017年2月28日～2018年2月26日）	0.0000
第11期計算期間（2018年2月27日～2019年2月25日）	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間（2008年4月22日～2009年2月25日）	27.6
第2期計算期間（2009年2月26日～2010年2月25日）	21.0
第3期計算期間（2010年2月26日～2011年2月25日）	3.3
第4期計算期間（2011年2月26日～2012年2月27日）	1.1
第5期計算期間（2012年2月28日～2013年2月25日）	13.4
第6期計算期間（2013年2月26日～2014年2月25日）	27.3
第7期計算期間（2014年2月26日～2015年2月25日）	26.7
第8期計算期間（2015年2月26日～2016年2月25日）	10.2
第9期計算期間（2016年2月26日～2017年2月27日）	15.7
第10期計算期間（2017年2月28日～2018年2月26日）	15.4
第11期計算期間（2018年2月27日～2019年2月25日）	0.2

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

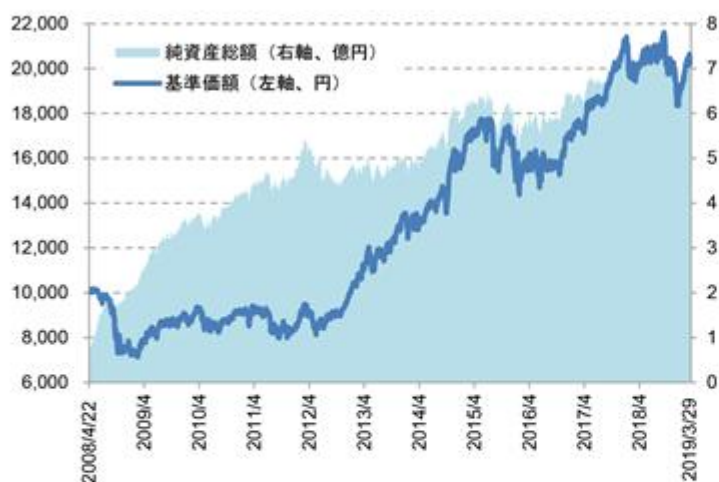
第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

< 参考情報 >

◆運用実績◆（作成基準日：2019年3月29日）

基準価額・純資産総額の推移（2008年4月22日（設定日）～2019年3月29日）



基準価額
20,391 円
純資産総額
723 百万円

※基準価額は1万口当りの金額です。

分配の推移（税引前）

決算日	1万口あたりの分配金
第7期（2015年2月25日）	0円
第8期（2016年2月25日）	0円
第9期（2017年2月27日）	0円
第10期（2018年2月26日）	0円
第11期（2019年2月25日）	0円
設定来累計	0円

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2008年は設定日（2008年4月22日）から年末までの収益率、2019年は1月から作成基準日（2019年3月29日）までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

主な資産の状況

順位	銘柄	主な投資地域	通貨	比率
1	コムジエスト・グローバル・EURIAccクラス（アイルランド籍ユーロ建外国投資法人）	内外	ユーロ建	38.94%
2	ニッポンコムジエスト・ヨーロッパ・ファンド SA（適格機関投資家限定）	海外	円建	31.46%
3	TOPIX 連動型上場投資信託	国内	円建	9.53%
4	ニッポンコムジエスト・イマージング・マーケット・ファンド SA（適格機関投資家限定）	海外	円建	4.02%

※比率は純資産総額に対する割合です。

運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

最新の運用実績は、表紙に記載する当社のホームページでご確認いただけます。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1期計算期間 （2008年4月22日～2009年2月25日）	301,342,100	2,269,995	299,072,105
第2期計算期間 （2009年2月26日～2010年2月25日）	163,105,123	49,374,015	412,803,213
第3期計算期間 （2010年2月26日～2011年2月25日）	115,127,004	62,425,888	465,504,329
第4期計算期間 （2011年2月26日～2012年2月27日）	131,033,958	31,185,452	565,352,835
第5期計算期間 （2012年2月28日～2013年2月25日）	77,373,855	197,023,293	445,703,397
第6期計算期間 （2013年2月26日～2014年2月25日）	49,327,326	120,165,594	374,865,129
第7期計算期間 （2014年2月26日～2015年2月25日）	38,619,348	46,525,861	366,958,616
第8期計算期間 （2015年2月26日～2016年2月25日）	34,176,313	35,930,042	365,204,887
第9期計算期間 （2016年2月26日～2017年2月27日）	34,928,784	34,420,990	365,712,681
第10期計算期間 （2017年2月28日～2018年2月26日）	30,720,549	36,663,140	359,770,090
第11期計算期間 （2018年2月27日～2019年2月25日）	23,836,621	31,228,694	352,378,017

（注）当初申込期間中の設定数量は71,629,000口です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1) 申込み期間

原則として委託会社及び販売会社の各営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

また、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

2) 申込みの受付場所

当ファンドの取得の申込みは、下記の申込取扱場所にて取扱っています。

< 申込取扱場所(委託会社) >

名 称	クローバー・アセットマネジメント株式会社()
所 在 地	(本社) 〒104-0031 東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階
電話番号	(本社) 03-6262-3923
営業時間	午前9時～午後5時
定休日	土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始

()クローバー・アセットマネジメント株式会社は、「委託会社」であるとともに、自己が発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」も兼ねております。

3) 申込価額

申込価額：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）とします。

4) 申込単位

1万円以上1円単位

収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

5) 申込手数料

ありません。（無手数料）

6) ファンドの申込（販売）手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先(委託会社) >

名 称	クローバー・アセットマネジメント株式会社
電話番号	(本社) 03-6262-3923
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始
ホームページ	https://www.clover-am.co.jp/

- * 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関との振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項を振替機関へ通知します。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関への当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

当ファンドは、原則としてファンドの設定日以降、委託会社及び販売会社の各営業日のいつでも換金することができます。

- 1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1円単位の『金額指定』又は『全額換金』の指図をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、『金額指定』による一部解約において、計算時に当該受益権が請求金額に満たない場合には『全額換金』として処理します。
- 2) 一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌々営業日の基準価額とします。
- 3) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払われます。
- 4) 解約価額の照会方法

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社又は販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

<照会先(委託会社)>

名 称	クローバー・アセットマネジメント株式会社
電話番号	(本社) 03-6262-3923
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始
ホームページ	https://www.clover-am.co.jp/

5) 途中解約の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消することができます。

- (b) 途中換金が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約請求を撤回できます。但し、受益者がその途中解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、途中解約中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付たものとして取り扱うこととします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券、及び借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
- b. 基準価額(受益権1口当たりの純資産価額を表示したもの)は、毎営業日に委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

<照会先(委託会社)>

名 称	クローバー・アセットマネジメント株式会社
電話番号	(本社) 03-6262-3923
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始
ホームページ	https://www.clover-am.co.jp/

- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります。委託会社は受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限です。

但し、下記「(5)[その他] a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

計算期間は、原則として毎年２月２６日から翌年２月２５日までとします。なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、下記「（５）[その他] a. 信託の終了」による解約の日までとします。

（５）【その他】**a. 信託の終了**

- イ．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、一部解約により純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ．委託会社は、上記イ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日並びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本ハ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．上記ロ．の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ．上記ロ．からニ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ．からニ．までに規定するこの信託契約の解約を行うことが困難な場合には適用しません。
- ヘ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ト．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。但し、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「b. 信託約款の変更ロ．」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- チ．下記「e. 受託会社の辞任に伴う取扱いロ．」に該当することとなったときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本b. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ. 委託会社は、上記イ. の事項（上記イ. の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、上記イ. の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本ハ. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ. 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ. 上記ロ. からホ. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト. 上記イ. からヘ. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- チ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記イ. からホ. までの規定に従います。

c. 運用報告書等の作成

委託会社は投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。この場合において、委託者は運用報告書を交付したものとみなします。

なお、上記にかかわらず委託会社は受益者から運用報告書の請求があつた場合にはこれを交付します。

d. 信託財産に関する報告

受託会社は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

e. 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記b.の規定に従い、新受託会社を選任します。

ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

f. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.clover-am.co.jp/>

但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、所定の事務を委託します。

h. 委託会社の事業譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

i. 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定め

ます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a. 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。当ファンドは、分配金再投資専用ファンドですので、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に委託会社又は販売会社により、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日以降）から受益者に支払います。償還金の支払いは、委託会社又は委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。但し、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1円単位の『金額指定』又は『全額換金』の指示をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

e. 反対者の買取請求権

上記「3 [資産管理等の概要] (5) [その他] a. 信託の終了」の信託契約の解約、又は「同b. 信託約款の変更」の信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に、当該解約又は重大な約款の変更等に反対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

f. 受益者集会

受益者集会は開催しません。従って、その議決権等は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成30年2月27日から平成31年2月25日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

かいたくファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 平成30年2月26日現在	第11期 平成31年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	16,417,450	622,424
コール・ローン	22,132,953	2,087,181
投資信託受益証券	521,968,647	442,108,713
投資証券	164,162,369	197,924,013
未収入金	-	70,000,000
流動資産合計	724,681,419	712,742,331
資産合計	724,681,419	712,742,331
負債の部		
流動負債		
未払解約金	198,351	1,500,000
未払受託者報酬	59,655	54,772
未払委託者報酬	1,332,777	1,223,558
その他未払費用	741,944	766,078
流動負債合計	2,332,727	3,544,408
負債合計	2,332,727	3,544,408
純資産の部		
元本等		
元本	359,770,090	352,378,017
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	362,578,602	356,819,906
（分配準備積立金）	306,755,120	282,107,825
元本等合計	722,348,692	709,197,923
純資産合計	722,348,692	709,197,923
負債純資産合計	724,681,419	712,742,331

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期		第11期	
	自	平成29年2月28日 平成30年2月26日	自	平成30年2月27日 平成31年2月25日
営業収益				
有価証券売買等損益		100,293,833		16,302,098
為替差損益		2,670,223		7,833,967
その他収益		-		3,030
営業収益合計		102,964,056		8,471,161
営業費用				
支払利息		19,103		65,548
受託者報酬		222,523		229,780
委託者報酬		4,971,773		5,133,436
その他費用		742,151		767,162
営業費用合計		5,955,550		6,195,926
営業利益又は営業損失（ ）		97,008,506		2,275,235
経常利益又は経常損失（ ）		97,008,506		2,275,235
当期純利益又は当期純損失（ ）		97,008,506		2,275,235
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		5,749,990		981,417
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		270,387,336		362,578,602
剰余金増加額又は欠損金減少額		28,178,279		24,442,510
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		28,178,279		24,442,510
剰余金減少額又は欠損金増加額		27,245,529		31,495,024
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		27,245,529		31,495,024
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		362,578,602		356,819,906

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第11期 自 平成30年2月27日 至 平成31年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月25日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成30年2月27日から平成31年2月25日までとなっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	第10期	第11期
	平成30年2月26日現在	平成31年2月25日現在
1 . 期首元本額	365,712,681円	359,770,090円
期中追加設定元本額	30,720,549円	23,836,621円
期中一部解約元本額	36,663,140円	31,228,694円
2 . 計算期間末日における受益権の総数	359,770,090口	352,378,017口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第10期	第11期
	自 平成29年2月28日 至 平成30年2月26日	自 平成30年2月27日 至 平成31年2月25日
1 . 分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（91,276,691円）、投資信託約款に規定される収益調整金（85,546,587円）及び分配準備積立金（215,478,429円）より分配対象額は392,301,707円（1口当たり1.090423円）であります。分配は行っておりません。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,338,055円）、投資信託約款に規定される収益調整金（103,469,669円）及び分配準備積立金（280,769,770円）より分配対象額は385,577,494円（1口当たり1.094216円）であります。分配は行っておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第10期 自 平成29年2月28日 至 平成30年2月26日	第11期 自 平成30年2月27日 至 平成31年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのリスクを適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。また、運用部門から独立した投資政策委員会によりリスクのモニタリング等のリスク分析管理を行うと同時にコンプライアンス部門によりファンドの運用の基本方針の遵守状況のチェックを行っており、この結果は投資政策委員会を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第10期 平成30年2月26日現在	第11期 平成31年2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第10期 平成30年2月26日現在	第11期 平成31年2月25日現在
	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	84,829,241	6,042,329
投資証券	10,436,069	25,800,585
合計	95,265,310	19,758,256

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第10期 平成30年2月26日現在	第11期 平成31年2月25日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期 自 平成29年2月28日 至 平成30年2月26日	第11期 自 平成30年2月27日 至 平成31年2月25日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、当該事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第10期 平成30年2月26日現在	第11期 平成31年2月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0078円 (20,078円)	2.0126円 (20,126円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）	63,976,319	141,125,362	
		TOPIX連動型投信	28,950	48,520,200	
		ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA（適格機関投資家限定）	18,402,674	29,611,742	
		ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA（適格機関投資家限定）	106,924,196	222,851,409	
	日本円 小計		189,332,139	442,108,713	
投資信託受益証券	合計			442,108,713	
投資証券	ユーロ	コムジェスト・グロース・ワールドEUR I Accクラス（アイルランド籍ユーロ建外国投資法人）	58,387.088	1,574,699.760	
	ユーロ 小計		58,387.088	1,574,699.760 (197,924,013)	
投資証券	合計			197,924,013 (197,924,013)	
合計				640,032,726 (197,924,013)	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- （注）1． 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2． 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	投資証券 1銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成 31 年 3 月末日現在

資産総額	724,230,658円
負債総額	544,195円
純資産総額（ - ）	723,686,463円
発行済数量	354,905,455口
1 単位当たり純資産額	2.0391円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとし、但し、上記の振替機関等が振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとし、

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。但し、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社又は販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定による他、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2019年3月末日現在）

a. 資本金の額

資本金 100,000千円

発行する株式総数 600,000株

(内訳)

甲種類株式 500,000株

乙種類株式 320,000株

発行済株式総数 430,060株

(内訳)

甲種類株式 274,918株

乙種類株式 155,142株

(注) 種類株式の内容は次の通りであります。

乙種類株式は議決権を有しません。

最近5年間の資本金の変動

2016年 3月28日 増資 6,500千円 (資本金 286,500千円)

2017年 2月24日 増資 5,000千円 (資本金 291,500千円)

2018年 7月25日 減資 191,500千円 (資本金 100,000千円)

b. 会社の機構

経営体制

取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任又は他の在任取締役の任期満了時までとします。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。取締役会は、取締役の中から代表取締役を1名以上選定します。また、法令又は定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督します。

会社の組織図



投資運用の意思決定機構

<運用会議>

- ① 毎週1回会議を開催
- ② 運用部長及び運用担当者等で構成
- ③ 投資環境全般の分析・検討・資産配分の検討
- ④ 運用計画案の査定



<投資政策委員会>

- ① 毎月1回会議を開催
- ② 運用部長を議長とし、代表取締役、運用担当者、業務管理部長、コンプライアンス室長で構成
- ③ 資産運用の基本方針、組入資産等の検討及び運用部からの運用計画案を承認
- ④ 投資政策委員会議事録を作成



<運用部>

- ① 投資政策委員会の決定した運用計画の実行（ポートフォリオの構築、売買の指示）、組入資産の調査・分析及びモニタリング等



<投資政策委員会>

- ① 運用の成果、運用プロセス等のチェック及び分析管理
- ② ポートフォリオのモニタリング及び評価

<コンプライアンス室>

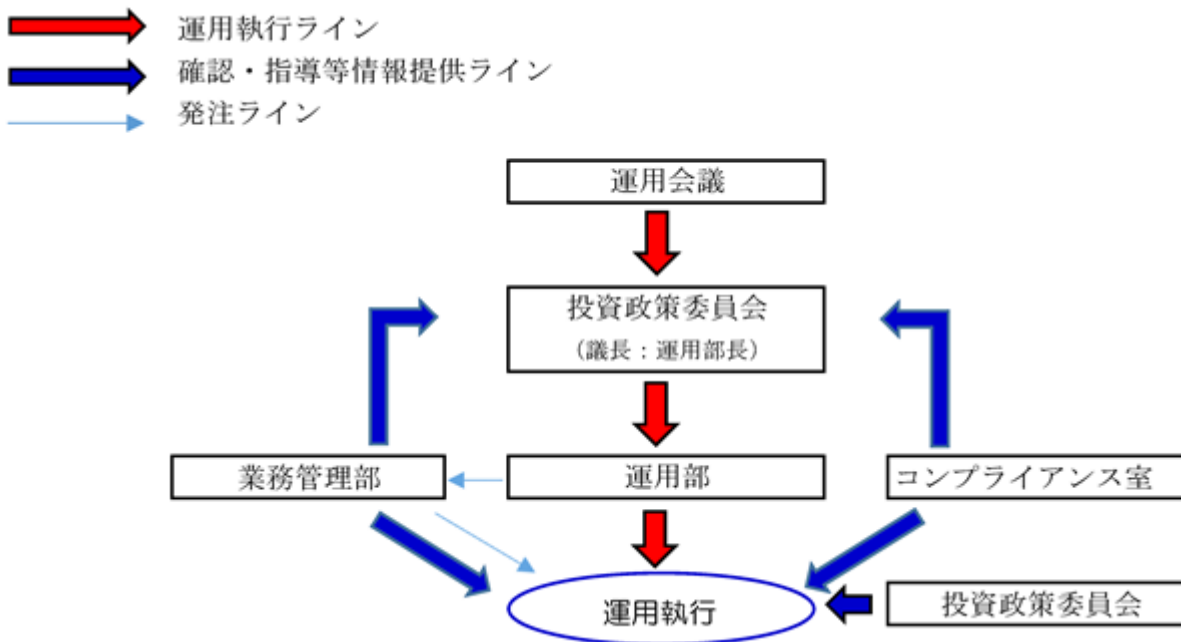
- ① 運用経過及び結果の把握
- ② 運用の基本方針等の遵守状況チェック
- ③ 信託約款規程事項との整合性のチェック

<業務管理部>

- ① 約定報告、売買内容確認等
- ② 発注

上記投資運用の意思決定機構は2019年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

「運用組織図」



上記運用組織図は、2019年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）及びその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

委託会社が運用の指図及び受益権を直接募集する証券投資信託は2019年3月末日現在、以下の通りです。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	4本	9,988,565,605円

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるクローバー・アセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度に係る中間会計期間（自平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）の中間財務諸表について、イデア監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第12期事業年度 （平成29年3月31日）	第13期事業年度 （平成30年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,844	29,670
直販顧客分別金信託	21,000	28,100
前払費用	750	750
未収委託者報酬	6,490	9,097
繰延税金資産	-	4,411
その他	0	-
流動資産合計	56,086	72,030
固定資産		
有形固定資産 1		
建物	191	165
器具備品	1,108	675
有形固定資産合計	1,299	841
無形固定資産 2		
ソフトウェア	2,561	2,917
無形固定資産合計	2,561	2,917
投資その他の資産		
投資有価証券	11,801	14,433
長期前払費用	1,117	464
敷金	3,290	3,290
投資その他の資産合計	16,209	18,188
固定資産合計	20,071	21,946
資産合計	76,157	93,977
負債の部		
流動負債		
預り金 3	5,698	6,747
未払金	1,374	1,789
未払費用	-	735
未払法人税等	1,565	3,403
未払消費税等	1,333	2,581
賞与引当金	200	180
役員賞与引当金	540	726
流動負債合計	10,710	16,163
固定負債		
繰延税金負債	1,141	1,947

固定負債合計	1,141	1,947
負債合計	11,851	18,110
純資産の部		
株主資本		
資本金	291,500	291,500
資本剰余金		
資本準備金	201,360	201,360
資本剰余金合計	201,360	201,360
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	423,731	413,995
利益剰余金合計	423,731	413,995
自己株式	7,410	7,410
株主資本合計	61,719	71,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,586	4,412
評価・換算差額等合計	2,586	4,412
純資産合計	64,305	75,867
負債・純資産合計	76,157	93,977

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第12期事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第13期事業年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	63,845	83,406
営業収益合計	63,845	83,406
営業費用		
支払手数料	1,897	2,632
広告宣伝費	849	803
委託計算費	14,077	14,505
営業雑経費	8,644	8,093
通信費	4,016	3,813
印刷費	1,886	1,781
協会費	959	743
その他	1,782	1,754
営業費用合計	25,469	26,033
一般管理費		
給料	26,363	30,945
役員報酬	11,194	12,069
給料手当	9,235	9,157
賞与	475	1,300
役員賞与	1,405	3,670
法定福利費	3,313	3,841
賞与引当金繰入額	200	180
役員賞与引当金繰入額	540	726
交際費	261	46
旅費交通費	1,526	1,371
租税公課	2,124	2,614
不動産賃借料	5,647	5,647
退職給付費用	-	54
減価償却費	1,784	1,632
外注費	2,842	-
諸経費	7,791	8,421
一般管理費合計	46,342	50,734
営業利益又は営業損失（ ）	9,965	6,638
営業外収益		
受取利息	2	2
受取手数料	-	590
雑収入	23	13

営業外収益合計	26	606
営業外費用		
支払利息	-	11
雑損失	7	9
営業外費用合計	7	20
経常利益又は経常損失()	9,947	7,224
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失()	9,947	7,224
法人税、住民税及び事業税	290	1,900
法人税等調整額	-	4,411
当期純利益又は当期純損失 ()	10,237	9,735

（３）【株主資本等変動計算書】

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	286,500	196,360	411,606	9,490	61,764
当期変動額					
新株の発行	5,000	5,000			10,000
当期純利益又は 当期純損失（ ）			10,237		10,237
自己株式の処分			1,888	2,080	192
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,000	5,000	12,125	2,080	45
当期末残高	291,500	201,360	423,731	7,410	61,719

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	1,703	63,467
当期変動額		
新株の発行		10,000
当期純利益又は当 期純損失（ ）		10,237
自己株式の処分		192
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	883	883
当期変動額合計	883	838
当期末残高	2,586	64,305

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	291,500	201,360	423,731		7,410	61,719
当期変動額						
当期純利益又は当期純損失 （ ）			9,735			9,735
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			9,735			9,735
当期末残高	291,500	201,360	413,995		7,410	71,454

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	2,586	64,305
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 （ ）		9,735
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,825	1,825
当期変動額合計	1,825	11,561
当期末残高	4,412	75,867

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	第12期事業年度 (平成29年3月31日)	第13期事業年度 (平成30年3月31日)
建物	98千円	124千円
器具備品	1,721千円	2,154千円

2 無形固定資産の減価償却累計額

	第12期事業年度 (平成29年3月31日)	第13期事業年度 (平成30年3月31日)
ソフトウェア	9,503千円	10,677千円

3 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金

	第12期事業年度 (平成29年3月31日)	第13期事業年度 (平成30年3月31日)
預り金	5,610千円	6,630千円

（損益計算書関係）

第12期事業年度	第13期事業年度
自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日	自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日
該当なし	該当なし

（株主資本等変動計算書関係）

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	224,918	50,000	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	380,060	50,000	-	430,060

（変動事由の概要）

株式増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による新株の発行による増加 甲種類株式50,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	960	-	960	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	4,380	-	960	3,420

（変動事由の概要）

自己株式減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の売却による減少 甲種類株式 960株

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金および自社設定投資信託に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。投資有価証券は基準価額の変動リスクに晒されております。これら資金運用に係るリスクは、管理部門による継続的なモニタリングにより管理しております。

未払金等の負債は全て1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画の作成などにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第12期事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	27,844	27,844	-
(2)直販顧客分別金信託	21,000	21,000	-
(3)未収委託者報酬	6,490	6,490	-
(4)投資有価証券			
その他有価証券	11,801	11,801	-
資産計	67,137	67,137	-
(1)未払金	1,374	1,374	-
(2)未払費用	-	-	-
(3)未払法人税等	1,565	1,565	-
(4)未払消費税等	1,333	1,333	-
負債計	4,272	4,272	-

第13期事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	29,670	29,670	-
(2)直販顧客分別金信託	28,100	28,100	-
(3)未収委託者報酬	9,097	9,097	-
(4)投資有価証券			
その他有価証券	14,433	14,433	-
資産計	81,302	81,302	-
(1)未払金	1,789	1,789	-
(2)未払費用	735	735	-
(3)未払法人税等	3,403	3,403	-
(4)未払消費税等	2,581	2,581	-
負債計	8,510	8,510	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

負債

(1)未払金(2)未払費用(3)未払法人税等(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第12期事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	27,844	-	-	-
直販顧客分別金信託	21,000	-	-	-
未収委託者報酬	6,490	-	-	-
合計	55,335	-	-	-

第13期事業年度（平成30年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	29,670	-	-	-
直販顧客分別金信託	28,100	-	-	-
未収委託者報酬	9,097	-	-	-
合計	66,868	-	-	-

(注3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	第12期事業年度 (平成29年3月31日)	第13期事業年度 (平成30年3月31日)
敷金	3,290千円	3,290千円

*1 敷金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第12期事業年度(平成29年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	11,801	8,074	3,727
	小計	11,801	8,074	3,727
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		11,801	8,074	3,727

第13期事業年度(平成30年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,433	8,074	6,359
	小計	14,433	8,074	6,359
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		14,433	8,074	6,359

2．売却したその他有価証券

第12期事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第13期事業年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、54千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	第12期事業年度 （平成29年3月31日）	第13期事業年度 （平成30年3月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	117,031	100,079
未払事業税	393	491
賞与引当金	61	55
繰延税金資産小計	117,486	100,626
評価性引当額	117,486	96,214
繰延税金資産合計	-	4,411
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,141	1,947
繰延税金負債合計	1,141	1,947
繰延税金資産の純額（は負債の純額）	1,141	2,464

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第12期事業年度 （平成29年3月31日）	第13期事業年度 （平成30年3月31日）	
税引前当期純損失であるため記載しておりません。	法定実効税率 （調整）	30.86%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	18.98%
	住民税均等割	4.01%
	評価性引当額の増減	88.13%
	その他	0.49%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.76%

（セグメント情報等）

1.セグメント情報

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	40,604	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	47,680	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ルネット(非上場)

(1株当たり情報)

	第12期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第13期事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	150円73銭	177円82銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	26円83銭	22円81銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎

	第12期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第13期事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	10,237千円	9,735千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()	10,237千円	9,735千円
普通株式の期中平均株式数	381,335株	426,640株
甲種類株式	229,613株	274,918株
乙種類株式	151,722株	151,722株

(注3)甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

（重要な後発事象）

当社は、平成30年5月29日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について平成30年6月13日開催予定の定時株主総会において付議することを決議いたしました。付議事項に関しては、同株主総会で決議されることを条件に、平成30年7月25日にその効力が発生いたします。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的
今回の資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分は、欠損金を填補することにより分配可能額を確保し、当社の機動的な資本政策に備えるものであります。
2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領
会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。
 - (1)減少する資本金及び資本準備金の額
資本金の額291,500,000円のうち191,500,000円
資本準備金の額201,360,568円のうち201,360,568円
 - (2)資本金及び資本準備金の額の減少の方法
払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額392,860,568円の全額をその他資本剰余金に振り替えます。
3. 剰余金の処分の要領
会社法第452条に基づき、資本及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加するその他資本剰余金392,860,568円を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。
 - (1)減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 392,860,568円
 - (2)増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 392,860,568円
 - (3)増加後の剰余金の項目及びその残高
その他資本剰余金 0円
繰越利益剰余金 21,135,219円
4. 日程
 - (1)取締役会決議日 平成30年5月29日
 - (2)株主総会基準日 平成30年3月31日
 - (3)債権者異議申述最終期日 平成30年7月18日
 - (4)減資の効力発生日 平成30年7月25日

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第14期中間会計期間末 (平成30年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		30,101
直販顧客分別金信託		30,100
前払費用		750
未収委託者報酬		9,550
その他		0
流動資産合計		70,502
固定資産		
有形固定資産	1	
建物		154
器具備品		1,634
有形固定資産合計		1,789
無形固定資産		
ソフトウェア		2,336
無形固定資産合計		2,336
投資その他の資産		
投資有価証券		14,952
長期前払費用		137
敷金		3,290
繰延税金資産		3,032
投資その他の資産合計		21,414
固定資産合計		25,540
資産合計		96,042

（単位：千円）

第14期中間会計期間末
（平成30年9月30日現在）

負債の部		
流動負債		
預り金	2	5,801
未払金		2,219
未払費用		505
未払法人税等		90
未払消費税等		2,038
賞与引当金		386
役員賞与引当金		1,035
流動負債合計		12,076
負債合計		12,076
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		13,192
利益剰余金合計		13,192
自己株式		7,410
株主資本合計		79,397
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		4,568
評価・換算差額等合計		4,568
純資産合計		83,965
負債・純資産合計		96,042

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第14期中間会計期間

(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		48,482
営業収益合計		48,482
営業費用		13,608
一般管理費	1	27,868
営業利益		7,005
営業外収益		100
営業外費用		5
経常利益		7,101
税引前中間純利益		7,101
法人税、住民税及び事業税		90
法人税等調整額		931
法人税等合計		841
中間純利益		7,942

(3) 中間株主資本等変動計算書

第14期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							自己 株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	291,500	201,360	-	201,360	413,995	413,995	7,410	71,454	
当中間期変動額									
減資	191,500		191,500	191,500				-	
準備金から剰余 金への振替		201,360	201,360	-				-	
欠損填補			392,860	392,860	392,860	392,860		-	
中間純利益					7,942	7,942		7,942	
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)								-	
当中間期変動額合計	191,500	201,360	-	201,360	400,803	400,803	-	7,942	
中間期末残高	100,000	-	-	-	13,192	13,192	7,410	79,397	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	4,412	4,412	75,867
当中間期変動額			
減資			-
準備金から剰余 金への振替			-
欠損填補			-
中間純利益			7,942
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	156	156	156
当中間期変動額合計	156	156	8,098
当中間期末残高	4,568	4,568	83,965

重要な会計方針

第14期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの...中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。 (3)長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

第14期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」の区分に表示していた「繰延税金資産」(前事業年度4,411千円)は、当中間会計期間より「投資その他の資産」の区分に表示する方法に変更しております。	

（中間貸借対照表関係）

	第14期中間会計期間末 （平成30年9月30日現在）
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 器具備品	135千円 2,466千円
2 預り金のうち投資信託の直販に 伴う顧客からの預り金	5,676千円

（中間損益計算書関係）

	第14期中間会計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）
1 減価償却実施額	有形固定資産 323千円 無形固定資産 581千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第14期中間会計期間末（平成30年9月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	30,101	30,101	-
(2)直販顧客分別金信託	30,100	30,100	-
(3)未収委託者報酬	9,550	9,550	-
(4)投資有価証券 其他有価証券	14,952	14,952	-
資産計	84,704	84,704	-
(1)未払金	2,219	2,219	-
(2)未払費用	505	505	-
(3)未払法人税等	90	90	-
(4)未払消費税等	2,038	2,038	-
負債計	4,854	4,854	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

其他有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負債

(1)未払金(2)未払費用(3)未払法人税等(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額
敷金	3,290千円

*1 敷金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第14期中間会計期間末（平成30年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,952	8,074	6,878
	小計	14,952	8,074	6,878
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		14,952	8,074	6,878

(デリバティブ取引関係)

第14期中間会計期間末
(平成30年9月30日現在)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第14期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第14期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	25,955	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第14期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	196円81銭
1株当たり中間純利益金額	18円62銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎

	第14期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
中間純利益	7,942千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	7,942千円
普通株式の期中平均株式数	426,640株
甲種類株式	274,918株
乙種類株式	151,722株

(注3)甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役もしくは執行役、その他役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令が定めるものを除きます。）。

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当するものをいいます。以下「及び」において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「及び」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

取締役の変更

取締役は、株主総会において選任及び解任します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出を行います。また、委託会社の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事し、あるいは事業を営もうとする場合には、監督官庁の承認が必要となります。

訴訟事件その他重要事項

平成 30 年 9 月末日現在、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	3,420億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2019年3月末日現在

(2) 販売会社

当ファンドの委託会社であるクローバー・アセットマネジメント株式会社は、自己が発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」も兼ねております。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の管理・処分、信託財産の計算を行い、分配金、解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、所定の事務を委託します。

<再信託受託者の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：510億円（2019年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集及び販売の取扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）及び投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・一時解約金・償還金の支払いに関する事務などを行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマークや図案、又はファンドの形態などを記載することがあります。また、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります（請求目論見書の場合）。
- (2) 目論見書の表紙裏に「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」を記載することがあります。また、有価証券届出書の内容を記載した目論見書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができる旨を記載します。
- (3) 目論見書に有価証券届出書本文の主要内容及び有価証券取引に関する約款等を要約し、「目論見書の概要」として冒頭に記載することがあります。
- (4) 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
また、「第二部 ファンド情報」の情報の一部をグラフ化して目論見書に記載することがあります。
- (5) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (6) 交付目論見書には信託約款の主な内容が含まれていますが、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- (7) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (8) 目論見書は、別称として次の名称を使用する場合があります。
「投資信託説明書（交付目論見書）」
「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 目論見書に、下記文言を使用することがあります。
 - ・ファンドへの投資につきましては、下記の点を十分ご理解いただいたうえで、お客様ご自身でご判断下さいますようお願い申し上げます。
 - ・ファンドは、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険及び保険契約者保護の対象ではありません。
 - ・弊社の販売するファンドは、主に投資信託証券などの値動きのある証券に投資します。また、外貨建証券を投資対象とする投資信託証券には為替の変動もあります。なお、組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価額が下落し、損失を被ることがあります。
従って、基準価額は変動しますし、購入時の価額を下回ることもあります。
 - ・ファンドに投資することに伴う上記のようなリスクは、お客様のご負担となります。ファンドへの投資による損益も、全てお客様に帰属します。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月29日

クローバー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立野 晴朗

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月29日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について平成30年6月13日開催予定の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年4月5日

クローバー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているかいたくファンドの平成30年2月27日から平成31年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、かいたくファンドの平成31年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

クローバー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月29日

クローバー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。